

一般社団法人 次世代心臓外科チームビルディングプロジェクト (Next CS)  
一般会員規約

第1条 (目的)

この会員規約は、一般会員について定款第5条を補足するものである。

第2条 (一般会員の定義)

一般会員とは当法人の目的に賛同し、当法人が行う事業の提供を受ける、又は当法人の企画・開催するセミナー等のイベントに参加するために入会する個人とする。

定款17条の議決権は持たないものとする。

第3条 (入会手続)

一般会員として入会を希望する者は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

2 所定の手続き、年会費を納めた者は本法人に入会することができる。

3 入会日は、本法人が年会費を受領した日と定める。

第4条 (一般会員の年会費)

年会費は一般会員 A 医師 1 万 5 千円、

一般会員 B 医師以外 (コメディカル) 5 千円とする。

年会費は申込の日時で残存期間を考慮し、月ごとに明示し、申込書の案内に行う。

第5条 (会員資格の有効期間)

会員資格の有効期間は、入会日より翌年3月末とする。

会員資格は自動継続され、退会を希望される場合には3月末日までに退会手続を行う。

第6条 (金銭授受に関する規定)

定款の定めにより、納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

2 本法人が振込人を識別できない場合に生じた会員の不利益について、本法人はその責を負わない。

第7条 (変更情報の通知義務)

入会申込書に記載された内容が変更された場合、会員は速やかに本法人に変更内容を伝えなければならない。

2 前項の通知を怠ることにより会員が不利益を被ったとしても、本法人はその責を負わない。

#### 第8条（退会手続）

会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 退会時において、本法人は既に払い込まれた金銭の返還義務を負わない。

#### 第9条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の1に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 本人が死亡、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し督促に応じないとき。
- (4) 除名されたとき

#### 第10条（除名）

一般会員が次の各号の1に該当する場合には、理事会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 定款のほか、理事会もしくは総会の決定に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) 法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき
- (4) 偽計または威力を用いて本法人の業務を妨害されたとき
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき

#### 第11条（会員規約の変更）

本法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更できる。

#### 第12条（会員の権利）

一般会員は、本法人の行う以下の事業によるサービスを優先的に利用することができる。

- (1) 本法人主催のセミナー、講演会の先行告知及び会員料金(\*)での参加
- (2) メールマガジン等（不定期）の配信
- (3) 手術ライブラリー及び教育資材の会員向けサービスの利用
- (4) その他、本法人が提供する事業に関わるサービス

(\*) 会員料金とは各会の通常料金の50%の料金設定

#### 第13条（個人情報）

本法人が次に挙げる個人情報を、保有・管理することに同意いただく事とする。

- (1) 会員登録時にご記載いただいた内容及び諸変更届等いただいた内容

(2) 本法人が行った事業における情報

2 本法人が本規約に関する業務を委託先企業に委託する場合、個人情報の保護措置を講じた上でご登録いただいた個人情報を委託先企業に提供することがある。

3 本法人及び委託先企業以外が第1条に定める会員登録の目的以外で、会員様の同意を得ずに個人情報を利用すること、第三者へ提供することは一切ありません。ただし、法令により認められる場合は、第三者に個人情報を提供することがある。

4 個人情報はご本人様のお申し出により訂正、削除する。

5 詳細は当法人ホームページ上のプライバシーポリシーを参照とする。

この規程は、平成 31 (2019) 年 3 月 25 日より施行する